

額田郡民

卓球選手権 大会のお知らせ

額田郡民卓球選手権、並びに両町親善剣道大会が本年は、当幸田町に於いて開催されることになりましたので、町民皆様の御協力を御願ひ致します。尙本紙をもって次により御通知致します。

卓球選手権大会

一、趣旨 スポーツ実践の機会を与え、スポーツ精神と親睦の情を培う。

二、主催 西三河地方教育事務協議会

三、日時 二月四日(日) 午前十時より

四、会場 幸田町中央公民館広場

五、試合方法
○個人シングルス、トーナメント法
○一般の部、中学生の部 各男女別

六、参加資格
○使用球 T S P
額田郡内在任の者

七、表彰
男女別に第三位まで (但し三位決定戦なし)
参加選手全員に参加賞

剣道大会

一、趣旨 剣道を通じて、郡民の精神力並びに体力の増進をはかり併せて、両町民の親睦ゆりや和を深める。

二、主催 西三河地方教育事務協議会

三、主管 幸田町剣道連盟

四、期日 二月十八日(日) 午前十時より

五、会場 幸田町中央公民館

六、参加要領
町内で三チーム 内一チームは役場チーム(一チームは五名で編成)

七、制限 教員及び学生は除く

八、試合方法
I 規則は日本剣道連盟規約に準ずる

2 他チームと総当りのリーグ戦とする

3 一試合三本勝負とする

九、表彰 特別な表彰はせず、全参加選手に参加賞を贈る

△日程○開会式一〇、〇〇
一〇、二〇

○剣道の型 一〇、三〇

○なぎなた型 一一、〇〇

○親善剣道試合 一一、〇〇

○閉会式 一四、一〇

一四、三〇

△名簿提出
二月八日までに
町教育委員会へ提出

保育園児入園案内

三十七年四月〜九月までの保育所「入所申請書」の受付を行いますから申込んでください。

一、申請期間
自昭和三十七年二月五日
至昭和三十七年二月末日

二、募集定員
幸田保育園 一〇〇名
大草保育園 九〇名
深溝保育園 七〇名

三、用紙は保育園役場で受領の上記入してそれぞれの保育園又は役場に提出してください

二月保健センター行事予定表

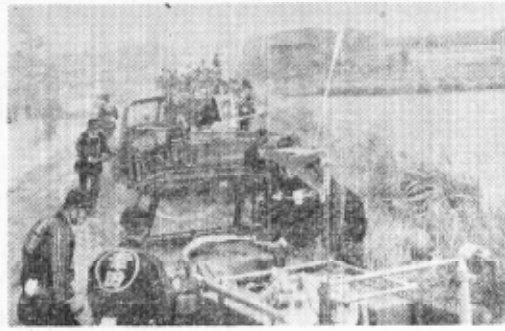
日(曜)	時 間	行 事	備 考
一日(木)	午後1:00~2:00	離乳食実地講習	毎月第一木曜日実施
六日(火)	午前10:00~正午	老人検診	
六日(火)	午後1:30~3:30	一般婦人、妊婦検診 診察家族計画相談	妊婦届出書を持つて来ない方は印持参下さい 始めて検診を受ける方は七十八円御用意下さい
十三日(火)	午後1:00~4:00	乳幼児妊産婦結核 其他一般健康相談	母子手帳交付者はこの日に来て下さい。
二十日(火)	午後1:00~4:00	乳幼児妊産婦結核 其他一般健康相談	母子手帳交付のみの方はこの日に来て下さい
二十一日(水)	午前10:00~正午 午後2:00~	乳幼児検診	
二十二日(木)	午前10:00~正午	乳幼児検診	
二十二日(木)	午後1:00~4:00	三才児検診	幸田小学校
二十二日(木)	午後1:00~4:00	乳幼児妊産婦結核 其他一般健康相談	深溝小学校
二十七日(火)	午後1:00~4:00	乳幼児妊産婦結核 其他一般健康相談	母子手帳交付のみの方はこの日に来て下さい

町政メモ

- 一月一日 年賀交礼会
- 四日 御用始め
- 八日 建物共済推進協議会
未亡人役員会
- 九日 教育委員会
- 十日 消防団出初式
係長連絡会
- 十一日 畜産主産地形成推進委員会
- 十一日 定例民生委員会
- 十一日 総務委員会
- 十二日 果樹振興会みかん部会
- 十三日 青年団役員会
- 十五日 成人式
- 十七日 例月出納監査
- 十八日 乳幼児検診
- 十八日 固定資産評価補助員
新築家屋調査
経済委員会
- 十九日 保護司会
- 十九日 評価補助員会
- 二十二日 緊急豚コレラ防疫対策打合せ
- 二十四日 畜産(肥育牛)講演
- 二十五日 総務委員会協議会
経済委員会協議会
- 二十六日 臨時議会

水勢も高く

消防団出初式挙行さる



幸田町消防団では去る一月九日恒例の出初式を幸田中学校々庭に少年消防クラブ員等約七〇名を多数を集めて盛大に行われた。

式は来賓諸氏の見守る中を消防操法小隊訓練と次々に演じ日頃鍛えた腕を十二分に發揮した尚大会と併せて表彰式も行われ多年消防に尽された次の方々がそれらの賞を受けられた。

○額田郡消防団連合会長表彰
会長章 第二分団 小池 政一

岡崎警察署管内消防警察連絡協議会長表彰

会長章 團長 内田 馨
副團長 志賀 利雄

第一分団 吉木 成男
第二分団 山本 達雄
第三分団 山田 保
第四分団 加藤 鈿

第一分団 杉浦 史郎
第二分団 有馬 敏夫
第三分団 岩瀬 敏夫
第四分団 岩瀬 敏夫

幸田町長表彰

精勤章 第四分団 杉浦 史郎
第一分団 有馬 敏夫
第四分団 岩瀬 敏夫

○幸田町長表彰

善行章 第四分団 長谷 茂信
第三分団 杉山 和
第二分団 浅井 忠
第一分団 平岩 良一
第四分団 長谷 登

○愛知県消防協会表彰

精勤章 第四分団 中根 梅一
第三分団 近藤 松男
副團長 天野 俊夫

善行章 第三分団 杉浦 重行
第四分団 齊藤 猛
第二分団 神田 数雄
第三分団 坂本伊三郎

尚泉消防協会長表彰については去る昭和三十六年十二月一日知立町に於いて開催された西三河三郡消防連合演習の際表彰されたものです。

ブルトーザーの 利用申込みについて

昨年一月ブルトーザーを購入以来皆さん方の御理解と御支援で開墾に道路に整地は大活躍を続けて居りますが、今後申込みをされる方に次の点について御願いたします。

1 開墾等計画を樹てられたら早く申込んで下さい。

(開墾の場合は特に伐採届、保安林の解除、防災施設等許可手続き等を伴いますから半年前を理想とします)

2 中込みの際計画を係りに詳細に申出て下さい。

若令肥育牛(愛知牛)は有望です

本年度幸田町では七十余頭のなへば一ヶ年先に四五〇キロの若令素牛が導入されました。

若令牛とは生後六ヶ月の去勢牛を約一ヶ年で四五〇キロ位に肥育して売るのでありますがキロ当たり四五〇円位(枝肉百斤一七〇円)で売れるわけですが、飼育も楽ですので耕耘機の導入により空いた牛舎には有利な若令牛を入れて下さい。

去る一月二十三日、二十四日に果肉畜試験場谷口技師を招いて町内一円の現地指導会と講演会を開催致しましたが、今回の指導会で谷口技師は

(1)素牛は水準以上のものが揃っているの飼育管理を適正に行

(2)若令肥育はよい草を主としてやるが大切だから草を作る

(3)購入飼料は和牛配合を使用すること、他のエサや自家で適宜にやるエサは、牛が順調な成育をしない。

(4)若令牛は一戸最低三頭位飼育する。

(5)牛一頭に対する青刈飼料畑は大体三〜四アール準備する。

(6)若令肥育で一番大切なことは始めから牛をふとらせるのではなくよい発育をさせることです

昭和37年4月入所 職業訓練所訓練生募集

はまですべて
安定な職業につけること
職業の身につけること
道の技術を身に付けます。

1 募集メ切日 昭和37年3月20日

2 入所期日 4月上旬

3 入所資格 義務教育修了者以上
又はこれと同等者
又はこれより可
又はこれより可

4 特典 授業料、材料費は一切無料です
新型機械工具等すべて無料で貸付
交通機関の学生割引がある
修了後は就職のあっせんを行う。
就職率100%で給与は各に恵まれている

※その他詳しいことは役場総務課えお問あわせ下さい。

農業近代化資金について

昨年十一月十日農業近代化資金助成法が公布施行され、事業の近代化、農家経営の安定の為に大きく貢献することとなりまして、この資金の概要について御知らせします。

- 1 借受資格者
- (1) 農業経営者
- (2) 農協及び同連合会
- (3) 農業法人

2 どこから借りるか

一般の農業者の場合は貸付事業を行なう農業協同組合が主で、特別に金額が大きい場合には信連が貸付ける。

3 資金の種類利率

3種類、利率、償還期限は次の通りです。

資金の種類	償還期限	利率(年)
一 農舎、畜舎、排水水等農	二年	七分五厘
二 農業用機械	七年	七分五厘
三 果樹直積資	五年	七分五厘
四 牛馬等購入	五年	七分五厘
五 耕地防風林	十年	五分五厘

- 4 借入限度額
- 一 個人一般 一〇〇万円迄
- 二 特別に認められた場合 二〇〇万円
- 三 農業法人 一、〇〇〇万円
- 5 資金借入の際の心構え

今年も小児マヒ 生ワクチン服用を!!

今年も昭和三十七年三月一日現在で生後三ヶ月以上十三才未満の子供に対して小児マヒの生ワクチンの服用が実施されます。但しソークワクチン注射を三回完了し、生ワクチンをのんだ子供は除外されます。

昨年一回投与したのみですが本年は三月始め頃一型のワクチンを一回、四月中旬に二型、三型の混合ワクチンを一回服用致します。

費用は大体かゝらない見込みです。又これは昨年同様希望者のみ実施するものですから区長さんから通知がありましたら希望される方はお忘れなく御申込み下さい。

(厚生課)

春植用苗木の注文は 済みましたか!!

幸田町森林組合

幸田町森林組合では今春造林される苗木の注文を受付中であり、まだ注文をされない方は追加注文も受け付けますから早めに申込んで下さるようお願いいたします。

- 苗木価格は左記のとおりです
- 造林用 すぎ 一本 六円四〇銭
- ひのき 一本 六円五〇銭
- まつ 一本 三円

二月当直医日割表

日	時間	会場	区域
二月八日(木)	午後一時から三時	幸小	長嶺、久保田、坂崎、大草、高力、鷺田、新田、永野
二月十五日(木)	全右	深小	里、市場、逆川、山、上大栗、岩瀬、横落、谷、幸田、須美、六野
二月二十二日(木)	全右	保健センター	須美、六野

母子手帳を御持参下さい。(厚生課)

三才児は検診を 受けましょう

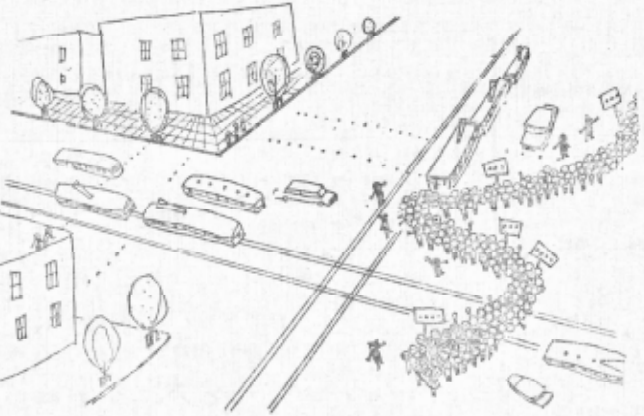
生後三年から四年位の間に知能、精神その他色々な面から見て一番大切なときであります。これがため児童福祉法が改正されて三才児をこえ満四才に達しない児童に対しては健康診断を行なわなければならないようになりました。

本町は昭和三十三年一月一日から昭和三十三年十二月三十一日間の出生児を左の日割で実施致しますからお忘れなくおでかけ下さい。

(厚生課)

廃止の直接請求されている公安条例とは

廃止の直接請求の出されている愛知県内の公安条例とは、どんな条例が簡単に説明しますとこの公安条例は、昭和二十四年七月に愛知県議会において地方自治法に基づいて議決され、さらに昨年九月の県議会において、その一部が改正



されたもので、一般には、公安条例といっておりますが、正式の名称は、「行進または集団示威運動に関する条例」といいます。この条例は道路、公園などにおいて行進(デモ)や集団示威運動が行なわれる場合に、一般の人々がこれらの場所を自由に使用できる権利を守り、平穩な社会生活が乱されないよう示すとともにその行進や集団示威運動も、秩序正しく、平穩に行なわれるようにするために定められたもので、その規定のあらましは次のとおりです。

○行進(デモ)や集団示威運動を行なうには許可が必要ですがお祭りやマラソンなどには許可はいりません。許可の申請は簡単に許可は迅速に行なわれます。○警告制止は警察本部長が行ないます。(県配布の「公安条例とは」より転載)

尚、この条例に対して、現在廃止の直接請求が出されておりますが参考までにその根拠法令を示しておきます。

地方自治法抜萃
第七四条第一項 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という)は、政令の定るところにより、その総数の十分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税、分担金、使用料及び手数料の賦課徴収に関するものを除く)の制定又は改廃の請求をすることができ。

地方自治法施行令抜萃
第九二条第二項 条例制定又は改廃請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について前項の規定により署名し印をおすことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廃請求書又はその写及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写並びに署名し印をおすことを求めるため

の条例制定又は改廃請求代表者の委任状を附した条例制定又は改廃請求者署名簿を用いなければならぬ(前項の規定とは「

生徒募集

愛知県立蒲郡高等学校幸田分校

- 募集課程 農業・家庭
 - 募集人員 約四〇名
 - 修業年限 四年(五、五、四)
- (二制)
- 幸田分校は地域社会に即応し業学一体の教育を行います
- 1 家庭実習(ホームプロジェクト)を課し農繁期には出校日を少くします。
 - 2 HPにより家業を分担し独立性を高めます。
 - 3 年次を逐って出校日を少くし自立度を増します。
 - 4 学費自弁が可能なるよう学費は極めて低額であります。
 - 5 女子においてはスクリーニングの縮小も考えています。
- ★農業科(四ヶ年)はどんなことを学ぶか
- イ 普通教科 国語、社会、理科、数学、保健、体育、英語
 - ロ 職業教科 作物、園芸、畜産加工、土、肥料、作物保護、農業工作、農業経営、H・P
 - ハ 選択教科及特別教育活動 農業、文化、体育
- 計九六単位 三十五時間授業を一単位とします。

陸・海・空 (第4次) 自衛官募集

1 志願受付	昭和37年2月1日	28日	まで
2 応募資格	昭和19年1月1日	22日	から
	昭和37年3月	28日	まで

3 入隊期日は昭和37年3月

※詳しいことは役場総務課えお問合せ下さい。

地方自治法第七四条第四項の規定により選挙権を有する者に対し、署名し印をおすことを求めなければならない(こと)

★家庭科(四ヶ年)は何を学ぶか

- イ 普通教科 農業科と同じ
- ロ 家庭関係教科 家庭一般、被服、食物保育・家族、手芸・染色仕立(洋裁・和裁)
- ハ 選択教科及特別教育活動 家政、和裁、編物

計九六単位

★卒業するには男女共九六単位を修了すれば卒業証書が与えられます。